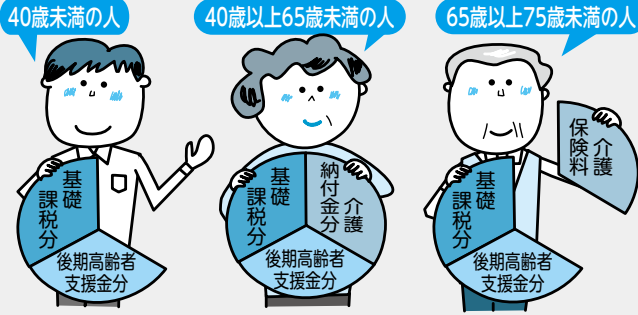


平成28年度から税率が変更になる

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときの経済的な負担を少なくするために、加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。平成28年度から税率が変更されましたので、その概要をお知らせします。

国保の算定方法

国保税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分



(40～64歳の人のみ対象)に分かれ、それらの合計額が世帯主に課税されます(左上イラスト)。

この加入者が納める国保税と、国・県からの支出金などで国保は運営されています。

県内一低い課税額

本市の国保税は、平成25年度に改正を行った後も、県内で最も低い税率を維持してきました。

平成26年度の国保税課税額は、1世帯当たり13万8,042円(県内市平均16万9,996円)、1人当たり7万8,985円(同9万7,183円)で、県内で最も低い額でした。

厳しい財政状況

国保加入者の高齢化の進展などによる医療費の増加で、市が負担

する保険給付費は膨らみ、厳しい財政状況が続いています。

平成26年度の保険給付費は約86億円となり、前年度より約2億9,000万円も増加しました。また、1人当たりの保険給付費は24万4,404円となり、1人当たりの国保税課税額の3倍以上となります。

市ではできる限り加入者の負担を抑制するため、市の一般会計からの繰り入れで財源不足を補ってんして対応してきました。平成26年度は、約15億7,000万円を繰り入れていきます。

しかし、一般会計は市税を主な財源としているため、繰入金を増やし続けることは市民サービスに大きな影響を与えます。

国保制度の広域化

平成30年度から国保制度の運営主体が市町村から都道府県へ変わります。

広域化後の国保税は、県から示される標準的な税率などを参考に、市が個々の事情に応じた賦課・徴

収を行うため、直ちに県内統一の税率にはなりません。

しかし、将来的には県内で一本化された税率を目指すことから、税率が急変しないよう広域化を見据えて改正を行う必要があります。

引き上げは世帯平均約1万7,000円

今回の税率改正では、国保税の

課税額で約3億5,000万円の引き上げとしました。この金額は世帯平均で約1万7,000円、加入者一人当たりでは約1万円の引き上げとなります。

しかし、各世帯への実際の影響額は、加入者数・年齢構成・所得金額や、一定所得以下世帯への減額制度によって異なります。

改正後も県内で最も低い税率であり、今後も加入者の負担水準を低く維持できるよう努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

国民健康保険税の税率

区分		改正前	改正後
基礎課税分	所得割率*1	5.72%	6.30%
	均等割額*2	1万7,500円	1万9,800円
	平等割額*3	1万4,000円	1万7,000円
	課税限度額	51万円	52万円
後期高齢者支援金分	所得割率	1.43%	1.73%
	均等割額	5,000円	7,000円
	課税限度額	16万円	17万円
介護納付金分	所得割率	1.54%	1.68%
	均等割額	1万4,000円	1万5,000円
	課税限度額	14万円	16万円
合計	所得割率	8.69%	9.71%
	均等割額	3万6,500円	4万1,800円
	平等割額	1万4,000円	1万7,000円
	課税限度額	81万円	85万円

*1 所得割率…所得に対する税率
*2 均等割額…1人当たりの金額
*3 平等割額…1世帯当たりの金額